

原子力災害時における住民避難計画

平成26年11月
平成28年5月改定
平成30年4月改定
令和元年5月改定

おおい町

目 次

第1 趣旨	1
第2 避難等の防護対策の実施	1
1 避難及び一時移転	1
2 屋内退避	1
第3 避難対象地域の区分	3
1 PAZ（予防的防護措置を準備する区域：大飯発電所から概ね5km）	3
2 UPZ（緊急防護措置を準備する区域）	4
第4 緊急事態における避難対象地域における対応	5
第5 PAZにおける防護措置	9
1 緊急事態の区分に応じた措置	9
第6 UPZにおける防護措置	15
1 緊急事態の区分に応じた措置	15
2 運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置	17
第7 避難手段及び避難先	19
1 住民の避難手段及び避難先	19
2 避難行動要支援者の避難手段及び避難先	28
第8 避難等に関する情報伝達	31
1 避難等の指示と対応手順	31
2 避難行動における留意事項の周知	31
3 避難等に関する情報伝達	31
4 住民等からの問い合わせに対する対応	32
第9 緊急被ばく医療措置	33
1 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布	33
2 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	33
3 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染の実施	36
第10 地域における協力体制	38
第11 観光客等への対応	38
1 情報伝達	38
2 避難手段	38
3 安定ヨウ素剤の服用	38
第12 町域内残留者の確認	38
第13 町所有車両の活用	38
資料編	39
資料1 町内の施設	39
資料2 おおい町の県内避難先	40
資料3 おおい町の県外避難先	42
資料4 広域避難の主要経路	44
資料5 地区別自治会・自主防災組織等の連絡先	46
資料6 町所有車両一覧	49
資料7 緊急事態区分の各段階における広報・伝達内容	51

第1 趣旨

原子力防災対策については、被害のリスクや万一の際の損害の可能性などを考慮し、原子力発電所に近接する地域の防災対策を最優先に考え、実効的な避難体制をつくる必要がある。

このため、福井県では、地域防災計画の重要な部分をなす「福井県広域避難計画要綱」を策定した。

町は、これらの避難計画に基づきおおい町における避難計画を策定するものとする。

大飯原子力発電所周辺の即時避難が必要となる原発近接地域の避難対応に当たっては、町、県をはじめ、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災機関が一体となって、陸・海・空路あらゆる搬送手段により、迅速、確実に住民の避難を行うこととする。

本計画に特に定めのないものは、おおい町地域防災計画原子力防災編に基づくものとする。

なお、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災機関と、具体的な運用等について調整を継続し、さらに実効性のある計画としていく。

また、今後、国の原子力災害対策指針、県の地域防災計画が改定された場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする。

第2 避難等の防護対策の実施

1 避難及び一時移転

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。

また、避難指示を受けた住民等は、原子力災害の事態の進展の区分に基づき、段階的に避難^{*}するものとする。

ただし、自然災害等により住民が直ちに避難できない場合は、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を実施する。

また、暴風雪や大雪など、特別警報等が発令された場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

※段階的避難…①PAZ（5 km圏）においては、全面緊急事態に至ったで、原則として全ての住民等に対して即時避難を実施
②UPZ（5～30 km圏）においては、緊急時モニタリングを行い、OIL1を超える区域を特定し1日以内に避難を実施するとともに、OIL2を超える区域を特定し1週間以内に一時移転を実施。

2 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となっ

た場合には、町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。
その際には、国、県、町は、緊密な連携を行うものとする。

第3 避難対象地域の区分

1 PAZ（予防的防護措置を準備する区域：大飯発電所から概ね5km）

PAZ：急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、通常の運転および停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置（避難等）を準備する区域

おおい町においては、PAZを大飯発電所から概ね5kmまでの範囲（図1）とし、対象となる地区及びその区域内の人口等は、表1のとおりである。

表1 PAZ（予防的防護措置を準備する区域）大飯発電所近接5km圏の地区及び人口

対象発電所	地区名	5km圏避難対象者等				
		人口 (人)	うち在宅の 避難行動要 支援者数	教育・病院・福祉施設等 の避難行動要支援者数		
				施設種別	箇所	人数 (人)
関西電力(株) 大飯発電所	<大島地区>					
	西村	182	11			
	河村	132	16			
	日角浜	39	3			
	畑村	64	3	保育園	1	53
	脇今安	56	6			
	宮留	133	3			
	南浦	120	1			
	(計7地区)	(726)	(43)			

(平成31年4月1日現在)

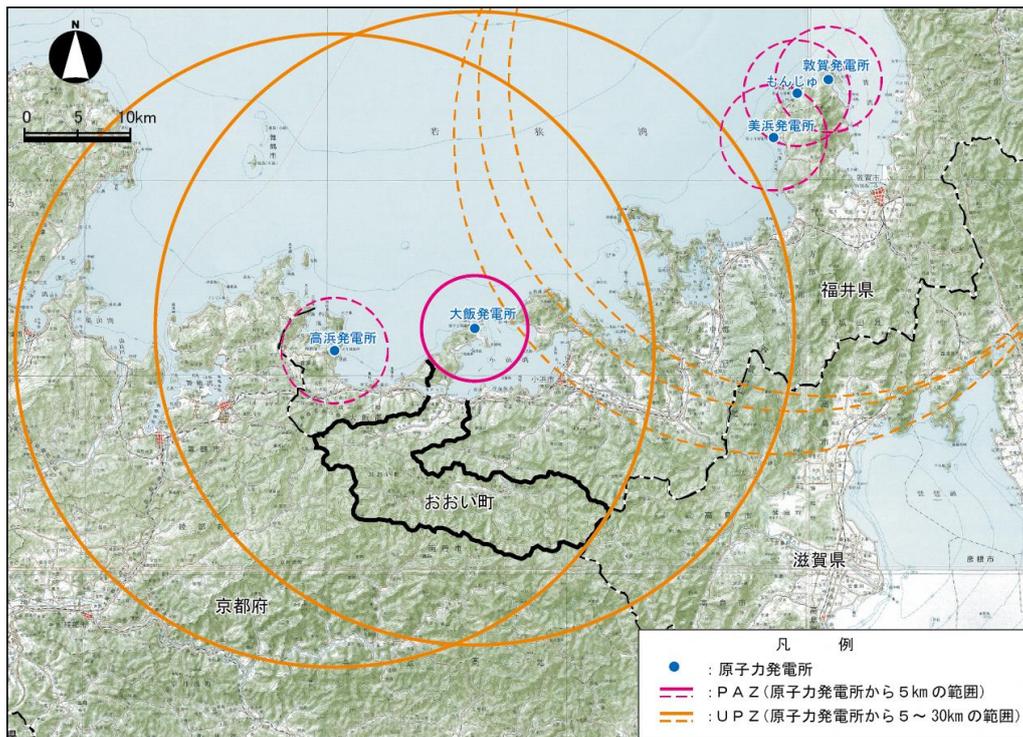


図1 PAZ、UPZの範囲

2 UPZ（緊急防護措置を準備する区域）

UPZ：確率的影響を最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避等）を準備する区域

おおい町においては、UPZを大飯発電所又は高浜発電所から概ね30kmまでの範囲とし、表2及び図1に示すとおりとする。

表2 UPZ（緊急防護措置を準備する区域）の地域及び人口

対象発電所	地区名	30km圏避難対象者等				
		人口 (人)	うち在宅の 避難行動要 支援者数	教育・病院・福祉施設等 の避難行動要支援者数		
				施設種別	箇所	人数 (人)
関西電力(株) 大飯発電所	P A Z 以外の町域 <本郷地区> 本郷、尾内、長井、山田、 芝崎、野尻、父子、岡田、 小堀、犬見、成和	3,665	214			
	<佐分利地区> 川上、三森、久保、安川、 福谷、石山、佐畑、小車 田、鹿野、笹谷、神崎、 岡安、広岡、万願寺	1,460	150	保育園 幼稚園	3 1	295 0 (休園中)
	<名田庄地区> 納田終、坂本、井上、西 谷、中、下、小倉、美川、 下久田、久坂、三重	2,382	281	学校 診療所 介護施設 障害者施設	5 1 2 1	658 15 119 7
		(7,507)	(645)			
関西電力(株) 高浜発電所	全町域	8,233	688	保育園 幼稚園 学校 診療所 介護施設 障害者施設	4 1 6 1 2 1	348 0 713 15 119 7 (休園中)

(平成31年4月1日現在)

第4 緊急事態における避難対象地域における対応

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）及び全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

表3 緊急事態区分ごとの避難対象地域における対応

防護措置の基準		P A Z 圏 (おおむね5 k m圏)	U P Z 圏 (おおむね5～30 k m圏)
E A L に基づく防護措置	警戒事態（第1段階） (主な事象) ・非常用母線への交流電源が1系統になった場合 ・原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・原子力事業所所在市町で震度6弱以上の地震が発生 ・福井県（原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）に大津波警報が発表等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難準備	
	施設敷地緊急事態（第2段階） (主な事象) ・全交流電源の喪失が30分以上継続 ・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難実施 [一般住民] 避難準備	[一般住民、要配慮者] 屋内退避準備
	全面緊急事態（第3段階） (主な事象) ・1時間あたり5 μ S v以上の放射線量が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達 等	[一般住民] 避難実施	[一般住民、要配慮者] 屋内退避
O I L に基づく防護措置	O I L 1 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり500 μ S v以上)		[一般住民、要配慮者] 数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施
	O I L 2 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり20 μ S v以上)		[一般住民、要配慮者] 1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施

表 4 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み（1/2）

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所3, 4号機、関西電力(株)高浜発電所3, 4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
<p>警戒事態 (第1段階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合
<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	<p>置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

表5 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み（2/2）

3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所1, 2号機、関西電力(株)高浜発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
<p>警戒事態 (第1段階)</p>	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>
<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

第5 PAZにおける防護措置

1 緊急事態の区分に応じた措置

緊急事態が発生した場合に、町、県、国及び原子力事業者が行う措置は、表3の緊急事態区分ごとの避難対象地域における対応により、以下のとおりとする。

なお、緊急事態区分の各段階において、町が行う措置については、改めて表10に整理・再掲する。

(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置

ア 国が行う通報連絡

国は、原子力発電所において国の「原子力災害対策指針」で定める「警戒事態（第1段階）」の発生を確認した場合は、県及び原子力発電所所在市町（以下「所在市町」という。）に対し、「警戒事態」である旨を連絡する。（当該連絡は、原子力災害対策指針に基づくものである。）

イ 県の措置

① 避難行動要支援者への避難準備の要請（PAZ関係市町）

県は、町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の子供、在宅の要介護高齢者・障害者等、病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者等（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難準備指示を行うよう、要請するものとする。

② 避難行動要支援者の搬送準備、住民への広報要請（消防）

県は、若狭消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。

- ・救急車によるPAZ内の避難行動要支援者の搬送準備を行うこと。
- ・消防団によるPAZ内の避難行動要支援者への避難準備広報を行うこと。

③ 避難誘導準備及び交通規制要請（警察）

県は、県警察本部に対し、PAZ内の避難行動要支援者の避難誘導準備及びPAZ内への車両流入規制等の交通規制を要請するものとする。

④ バスの派遣準備要請（PAZ関係市町、県バス協会）

県は、町及び福井県バス協会に対し、PAZ内の避難行動要支援者の輸送のため、バスの派遣準備を要請するものとする。

⑤ 出動準備要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊及び敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を行うため、次のとおり要請するものとする。

- ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認及び県への連絡を行うこと。
- ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。
- ・発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整すること。

なお、自衛隊の要請先は表6のとおり、海上保安庁の要請先は表7のとおりとする。

⑥ 一時滞在者の退避の広報要請（PAZ及びUPZ関係市町、消防、警察）

県は、町及びUPZ関係市町、若狭消防本部及びUPZ関係消防本部及び県警察本部に対し、PAZ内に滞在する観光客等一時滞在者の帰宅等の呼びかけについて、広報を要請するものとする。

表 6 自衛隊の派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	0727-82-0001 (内線2259又は2351)

※陸自・海自・空自別の災害派遣連絡窓口

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊(連絡窓口:第3科) (石川県金沢市野田町1-8)	076-241-2171 (内線235・当直302)
海上自衛隊舞鶴地方総監部(連絡窓口:防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 (内線2548・当直2222)
航空自衛隊第6航空団(連絡窓口:防衛部) (石川県小松市向本折町戊267)	0761-22-2101 (内線231・当直225)
自衛隊福井地方協力本部(連絡窓口:総務課) (福井県福井市文京1丁目17-24)	0776-23-1910

表 7 海上保安庁の派遣要請先

派遣要請先	電話番号
第八管区海上保安本部警備救難部救難課 (京都府舞鶴市字下福井901)	0773-76-4100
敦賀海上保安部警備救難課 (福井県敦賀市港町7-15)	0770-22-0191

ウ 町の措置

- ① 災害対策本部の立ち上げ
- ② 全職員の参集、大島地区への職員派遣
- ③ 避難行動要支援者への避難準備の指示

町は、上記イ①の県の要請を受け、PAZ内の避難行動要支援者に対し、避難準備を指示する。

- ④ 一時集合施設の開設

町は、PAZ内の住民や避難行動要支援者が避難のため集合する施設として、表8に示す「一時集合施設」を開設する。

表 8 一時集合施設

施設名	
	大島小学校(大島地区) はまかぜ交流センター(大島地区)

※一時集合施設に対して、換気設備や窓・扉の気密性の向上等の放射線防護対策を実施。

- ⑤ オフサイトセンターへの職員派遣
- ⑥ 住民への広報
 - ・広報車、防災行政無線、有線放送、緊急速報メール、テレビ・ラジオへの放送依頼

- ⑦ 安定ヨウ素剤の服用指示準備及び配布準備
 - ・安定ヨウ素剤を持っていない住民等への緊急配布の準備
- ⑧ バス派遣要請
- ⑨ 自衛隊の受入れ準備、関係機関との連携

(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置

ア 国が行う通報連絡

国は、原子力発電所において国の「原子力災害対策指針」で定める「施設敷地緊急事態（第2段階）」の発生を確認した場合は、県及び所在市町に対し、「施設敷地緊急事態」である旨を連絡する。（当該連絡は、原子力災害対策指針に基づくものである。）

イ 原子力事業者が行う通報連絡

原子力事業者は、当該事業者の原子力発電所において「施設敷地緊急事態」に該当する事象が発生した場合は、県及び町に対し、その旨を通報するものとする。

ウ 県の措置

- ① 住民への避難準備の要請、避難行動要支援者への避難の要請（PAZ関係市町）

県は、町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、次のとおり要請するものとする。

 - ・PAZ内の住民に対する避難準備指示を行うこと。
 - ・PAZ内の避難行動要支援者に対する避難指示を行うこと。
- ② 避難行動要支援者の搬送、避難誘導要請（消防）

県は、PAZ消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。

 - ・救急車によるPAZ内の避難行動要支援者の搬送を行うこと。
 - ・消防団によるPAZ内の避難行動要支援者の避難誘導を行うこと。
- ③ 避難誘導、交通規制要請（警察）

県は、県警察本部に対し、PAZ内の避難行動要支援者の避難誘導及び交通規制の実施を要請するものとする。
- ④ バスの派遣要請（PAZ関係市町、県バス協会）

県は、町及び福井県バス協会に対し、PAZ内の避難行動要支援者の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。
- ⑤ 避難行動要支援者の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ内の避難行動要支援者の緊急輸送の支援を要請するものとする。
- ⑥ 避難行動要支援者の受入要請（受入市町）

県は、あらかじめ指定した避難先（表18、表19）を所管する市町に対し、PAZ内の避難行動要支援者の受入を要請するものとする。
- ⑦ 緊急時モニタリングの実施

エ 町の措置

- ① 住民への避難準備、避難行動要支援者への避難の指示

町は、ウ①の県の要請を受け、次のとおり指示するものとする。

 - ・PAZ内の住民は、避難準備を行うこと。
 - ・PAZ内の避難行動要支援者は、避難を行うこと。
- ② 避難車両中継所の開設

町は、「避難車両中継所」を表9のとおり開設するものとする。

自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県・町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先（表18、表19）へ避難するもの

とする。

表 9 避難車両中継所

施設名	総合町民体育館
-----	---------

③ 住民への広報

④ 安定ヨウ素剤の配布

県と連携し、安定ヨウ素剤を持たない住民等に対し、医師等から服用方法等を説明し配布する。

⑤ バス受入れ

オ その他

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部および現地対策本部）、県及び町は、警戒事態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。）について認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。

（3）全面緊急事態（第3段階）発生時の措置

ア 国が行う通報連絡

国は、原子力発電所において国の「原子力災害対策指針」で定める「全面緊急事態（第3段階）」の発生を確認した場合は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、県及び所在市町に対し、「全面緊急事態」である旨を連絡する。

（当該連絡は、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づくものである。）

イ 原子力事業者が行う通報連絡

原子力事業者は、当該事業者の原子力発電所において「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合は、県及び町に対し、その旨を通報するものとする。

ウ 県の措置

① 住民への避難の要請（PAZ関係市町）

県は、町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の住民に対する避難指示を行うよう、要請するものとする。

② 住民の避難誘導要請（消防）

県は、PAZ関係消防本部に対し、消防団によるPAZ内の住民の避難誘導を要請するものとする。

③ 避難誘導、交通規制要請（警察）

県は、県警察本部に対し、PAZ内の住民の避難誘導及び交通規制の実施を要請するものとする。

④ バスの派遣要請（PAZ関係市町、県バス協会）

県は、町及び福井県バス協会に対し、PAZ内の住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。

⑤ 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ内の住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。

⑥ 住民の受入要請（受入市町）

県は、あらかじめ指定した避難先（表18、表19）を所管する市町に対し、PAZ内の住民の受入を要請するものとする。

⑦ 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察、自衛隊）

県は、若狭消防本部、県警察本部、自衛隊に対し、P A Z内の避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。

エ 町の措置

① 住民への避難の指示

町は、ウ①の県の要請を受け、P A Z内の住民に対し、避難を指示するものとする。

② 住民の避難状況の確認

町は、あらかじめ指定した避難先（表18、表19）を所管する市町の協力を得て、避難施設においてP A Z内の住民の避難状況の確認を行うものとする。

③ 安定ヨウ素剤の服用指示

町は、あらかじめ配布した安定ヨウ素剤の服用指示を行うとともに、安定ヨウ素剤の配布を行う。

④ 住民への広報

オ その他

国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県及び町は、施設敷地緊急事態の段階において相互に協力して作成した全面緊急事態における防護措置の実施方針（P A Z内の避難者の数や避難の方針等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。

（4）緊急事態区分の各段階において町が行う措置

緊急事態区分の各段階において、県からの連絡事項及び町の措置を表10に整理・再掲する。

表10 P A Zに対し、町、県が行う連絡及び措置事項

連絡・措置	緊急事態の区分 (国の原子力災害対策指針に基づく)		
	警戒事態 (第1段階)	施設敷地緊急事態 (第2段階)	全面緊急事態 (第3段階)
県からの 連絡事項	<ul style="list-style-type: none"> 国からの「警戒事態」の発生を確認した旨の連絡 原子力事業者からの「警戒事態」に該当する事象が発生した旨の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 国からの「施設敷地緊急事態」の発生を確認した旨の連絡 原子力事業者からの「施設敷地緊急事態」に該当する事象が発生した旨の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 国からの「全面緊急事態」の発生を確認し原子力緊急事態宣言を発出した旨の連絡 原子力事業者からの「全面緊急事態」に該当する事象が発生した旨の連絡
町の措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への避難準備指示 避難行動要支援者の避難準備状況の確認 一時集合施設の開設 一時滞在者の退避の広報 オフサイトセンターへの職員派遣 安定ヨウ素剤の配布準備 自衛隊の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 住民への避難準備指示 避難行動要支援者への避難指示 避難行動要支援者の避難状況の確認 バスの受入れ 住民への広報 安定ヨウ素剤の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 住民への避難指示 バスの派遣 避難状況の確認 安定ヨウ素剤の服用指示 住民への広報

表 1 1 災害対策本部各班の対応

災害対策本部 設置時の班名	対 応	災害対策本部 設置時の班名	対 応
総 務 班	国、県からの情報収集 オフサイトセンターへ職員派 遣自衛隊の受入れ	生活環境班	緊急時モニタリング支援
		広 報 班	P A Z 内の広報活動
企 画 班	原子力施設の状況の把握	避難誘導班	P A Z 内の住民等の避難誘導
労務輸送班	バスの派遣、誘導	出 納 班	避難誘導
住民福祉班	避難行動要支援者の準備状況の 把握	支 援 班	避難誘導
保 健 班	安定ヨウ素剤配布準備・配布	学校教育班	園児・児童の避難誘導
要配慮者支援班	安定ヨウ素剤配布準備・配布	社会教育班	避難行動要支援者の避難誘導
耕 地 班	大島地区への職員派遣	消 防 班	避難誘導
産 業 班	避難誘導	支 所 班	避難誘導
建 設 班	一時集合施設の準備・運営		

第6 UPZにおける防護措置

UPZにおける防護措置は、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施する。

なお、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施する。

また、県、町及び関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

放射性物質の環境への放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

防護措置の実施単位は、小学校区を基本として設定する。

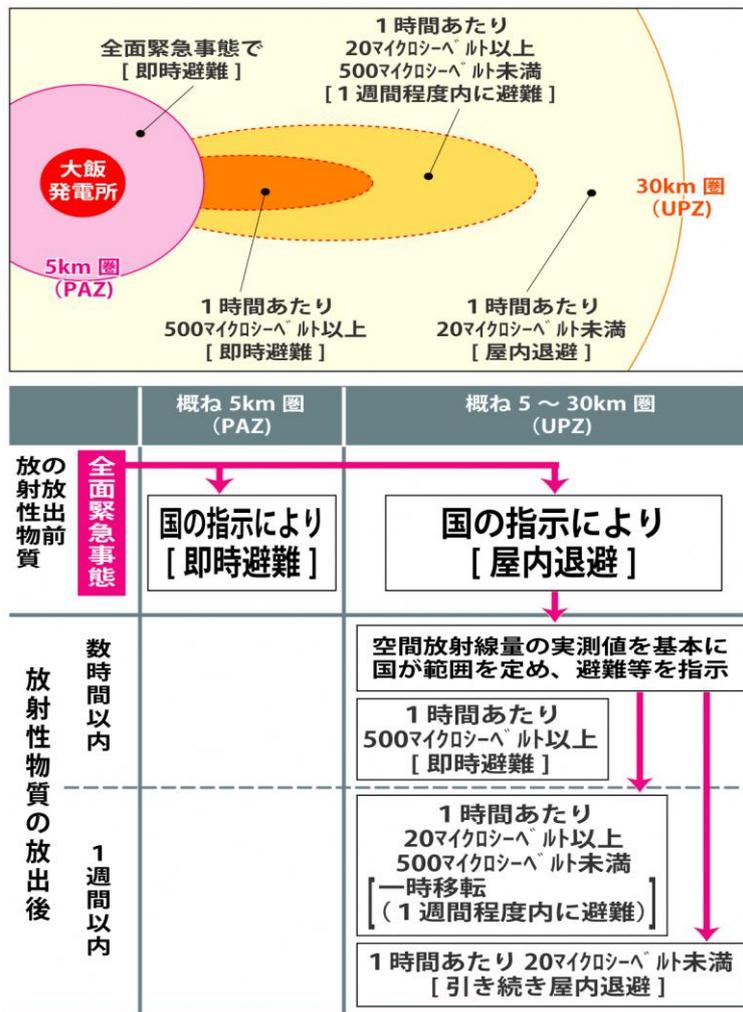


図2 避難対象地域のイメージ図

1 緊急事態の区分に応じた措置

UPZの地域内においても、緊急事態の区分により、県からの要請により応急対策をとるものとする。

なお、「緊急事態」は、PAZの地域内と同様、国が定める「原子力災害対策指針」によるものとし、その区分は表4、表5のとおりであり、区分に応じた町の措置は表12のとおりである。

(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置

警戒事態（第1段階）発生時には、県からの連絡、町の措置は特に定めませんが、施設敷地緊急事態（第2段階）、全面緊急事態（第3段階）への移行に備えるものとする。

(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置

ア 県の措置

- 予防的防護措置（屋内退避）準備の伝達（UPZ関係市町）

県は、UPZ関係市町に対し、国の指示により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うことを要請するものとする。

- 緊急時モニタリングの実施

イ 町の措置

- 住民への予防的防護措置（屋内退避）準備の指示

町は、県の要請を受け、UPZ内の住民に対し、予防的防護措置（屋内退避）の準備を指示するものとする。

- 住民への広報

(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置

ア 県の措置

- 予防的防護措置（屋内退避）の伝達（UPZ関係市町）

県は、UPZ関係市町に対し、国の指示により、UPZ内における屋内退避を行うことを要請するものとする。

- 体表面簡易除染の準備（避難先、一時移転先、輸送手段、スクリーニング（避難退域時検査）場所の確保等）

イ 町の措置

- 住民への屋内退避の指示

町は、国の指示及び県の伝達を受け、UPZ内の住民に対し、屋内退避を指示するものとする。

- 安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）

- 避難、一時移転の準備（避難先、一時移転先の確保等）

表 1 2 UPZに対し、町、県が行う連絡及び措置事項

連絡・措置	緊急事態の区分 (国の原子力災害対策指針に基づく)		
	警戒段階 (第1段階)	施設敷地緊急事態 (第2段階)	全面緊急事態 (第3段階)
県からの連絡事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの「警戒事態」の発生を確認した旨の連絡 ・ 原子力事業者からの「警戒事態」に該当する事象が発生した旨の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの「施設敷地緊急事態」の発生を確認した旨の連絡 ・ 原子力事業者からの「施設敷地緊急事態」に該当する事象が発生した旨の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの「全面緊急事態」の発生を確認し原子力緊急事態宣言を发出した旨の連絡 ・ 原子力事業者からの「全面緊急事態」に該当する事象が発生した旨の連絡
町の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設敷地緊急事態（第2段階）、全面緊急事態（第3段階）への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への屋内退避準備指示 ・ 住民への広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への屋内退避指示 ・ 住民避難対応の準備 ・ 一時集合施設開設の準備 ・ バスの派遣準備 ・ 安定ヨウ素剤の服用準備 ・ 避難、一時移転の準備

2 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置

（1）避難等の基準

UPZの地域においては、運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置を実施する。
 なお、避難等の基準は表13のとおりとである。

表13 避難等の基準（「O I Lと防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(2) 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置

ア 県の措置

県は、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導、助言又は指示に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、住民に対する屋内退避又は避難の指示を行うことを要請するものとする。また、体表面簡易除染の準備として、スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染の実施方法に基づき、スクリーニング場所の確保、資機材の準備等を行う。

イ 町の措置（O I Lの基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合）

① 住民への屋内退避又は避難の指示

町は、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導、助言又は指示に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合、県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避又は避難を指示するものとする。

② 住民の避難状況の確認

避難指示を行った町は、あらかじめ指定した避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行うものとする。

③ 安定ヨウ素剤の服用準備

県と連携し、緊急時における安定ヨウ素剤の配布方法に従い、備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に配布する。

ウ その他

国（原子力災害対策本部および現地対策本部）、県及び町は、相互に協力して作成したUPZ内の一時移転等の実施方針（一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施するものとする。

第7 避難手段及び避難先

1 住民の避難手段及び避難先

避難対象地域の住民避難は、町の指示により、次のとおり行うものとする。また、町の住民の避難先は、県内避難の場合は表18に、県外避難の場合は表19に示すとおりである。

なお、県内避難、県外避難の決定は、県の指示によるものとする。

また、広域避難先に変更がある場合、避難先市町と協議した上で決定し、その結果を県に報告するものとする。

(1) 県内避難の場合

① 県内避難の場合の避難手段は、表14に示すとおりとする。

この場合、町は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。

表14 広域避難の基本的な避難手段

大飯発電所	高浜発電所	区 分		避難手段	備 考
大島地区	—	P A Z		原則自家用車	バス、福祉車両も優先的に手配
本郷地区 佐分利地区 名田庄地区	町全域	U P Z	O I L 1	原則自家用車	即時避難が必要なため
			O I L 2	バスによる集団避難	段階的避難であり時間的に余裕があるため

② 町は、車両避難を円滑に行うため、次の事項について留意する。

ア 町は、段階的避難の有効性及び指示に沿った適切な避難行動について、避難訓練・研修・住民向けパンフレットの配布など様々な機会を通じて住民に説明し、理解促進を図る。

イ 町は、避難途上の渋滞抑制や避難先における交通混乱をできるだけ避けるため、乗り合わせ等による自家用車の抑制を図るよう努める。

ウ 町は、自家用車避難における平時からの準備（非常時持出品（財布、通帳等）、平時からの燃料補給、避難経路の確認等）を住民に周知する。

エ 町は、県と連携し、「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づき迅速に県内のバスが派遣されるよう、県内バス会社等と緊密に連絡できる体制を整備する。

オ 著しい交通渋滞の発生が予測される場所については、警察や道路管理者と情報共有を図るとともに、渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点での交通規制のあり方、ヘリコプターによる映像配信の活用、代替ルートの設定及び円滑な誘導などの対応策について、警察、道路管理者、関係自治体との間で具体的な検討を行う。

カ 県外避難を実施する際、避難先施設において駐車場確保が困難な場合等を考慮し、兵庫県および川西市、伊丹市と協議の上、自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振分け等の機能を担う場所として、車両一時保管場所を設置する。車両一時保管場所の候補地は、表15のとおりである。

表15 車両一時保管場所

市町名	施設名
兵庫県三木市	三木総合防災公園
兵庫県丹波市	丹波の森公苑

- ③ 町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。
- ア 町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（白いタオル）をするよう、事前に周知するものとする。
- また、町は、消防本部に対し、消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、町に連絡するよう、指示するものとする。
- イ 町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、あらかじめ指定した避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。
- ウ 自家用車による避難をしない住民は、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、応急出動した自衛隊車両又は県・町が確保した避難用のバス、福祉車両による避難を行うものとする。
- エ 自衛隊車両等により避難車両中継所（表 9）まで避難した住民は、避難車両中継所から県・町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。
- オ 県が自衛隊・海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶及びヘリコプターにより避難を行う住民は、半島部の港湾・漁港（表 1 6）又は臨時ヘリポート（表 1 7）から、船舶、ヘリコプターで、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県・町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先へ避難するものとする。
- カ 「あらかじめ指定した避難先」は、表 1 8 に示すとおりとする。

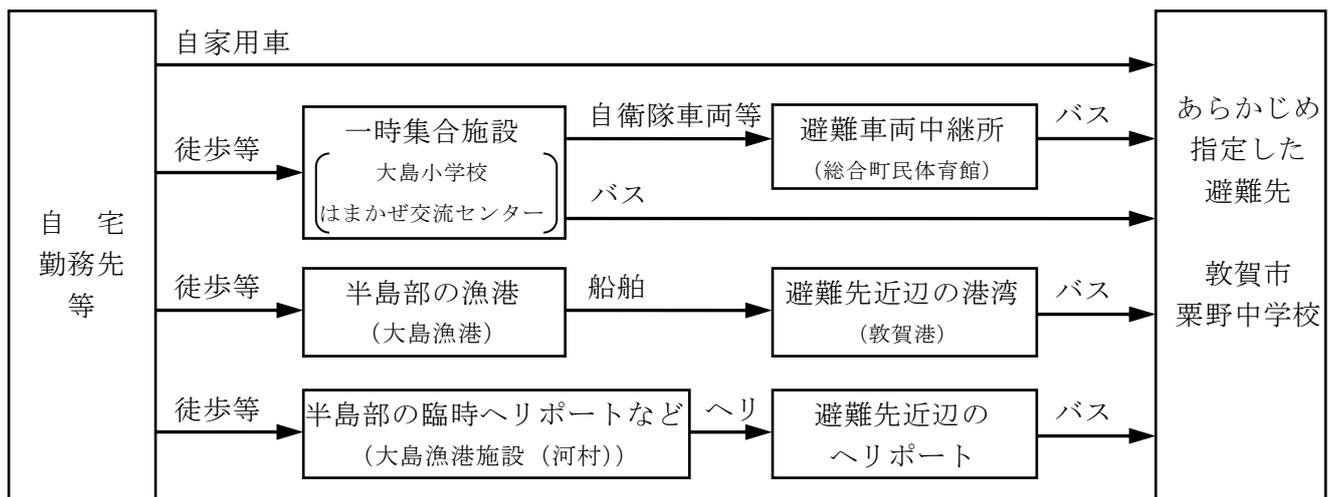


図 3 住民の避難手段及び避難先（PAZの県内避難）

表 1 6 港湾・漁港一覧

半島部名	名 称	所 在 地	接岸可能 総トン数	備 考	避難先近辺の 港湾漁港
大島半島部	大島漁港岸壁（宮留）	おおい町大島	20	（水深）－3.0m	敦賀港
大島半島部	大島漁港栈橋（畑村）	おおい町大島	10	（水深）－1.5m	敦賀港
大島半島部	大島漁港岸壁（日角浜）	おおい町大島	50	（水深）－3.0m	敦賀港
大島半島部	大島漁港物揚場（南浦）	おおい町大島	50	（水深）－6.0m	敦賀港

表 17 臨時ヘリポート候補地一覧

番号	名 称	所在地	管理者	電話番号
1	大島漁港施設用地	おおい町大島 (河村地係)	大島漁業協同組合	0770-77-0162
2	総合運動公園多目的グラウンド	おおい町成和	(株)おおい	0770-77-2810
3	大飯オフサイトセンター	おおい町成和	福井県 (危機対策・防災課)	0776-20-0236
4	名田庄中学校グラウンド	おおい町名田庄小倉	名田庄中学校	0770-67-2045

表 18 各地区の避難先となる避難施設（県内避難の場合）

小学校区	人口	大字・町名	字・丁目名	人口	小計 (a)	避難先 市町名	拠点避難所	避難所			
									大島 (5 km 圏)	726	大島
河村	132										
日角浜	39										
畑村	64										
脇今安	56										
宮留	133										
南浦	120										
佐分利	1,460		川上	197	560	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立敦賀西小学校			
			三森	28							
			久保	129							
			安川	75							
			福谷	131							
			石山	134	494	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立 児童文化センター			
			佐畑	21							
			小車田	56							
			鹿野	178							
			笹谷	105	406	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立敦賀北小学校			
			神崎	63							
			岡安	163							
			広岡	35							
			万願寺	145							
名田庄	2,382		納田終	117	117	敦賀市	敦賀市総合運動公園	旧敦賀市立葉原小学校			
			坂本	奥坂本	38	196	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市民文化センター		
				口坂本	158						
			井上	195	393	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立東浦中小学校			
			西谷	45							
			中	153							
			下	286	286	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立咸新小学校			
			美川	堂本	92	103	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立赤崎小学校		
				横谷	11						
			小倉	139	415	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立中郷小学校			
			下久田	虫鹿野・木谷・ 虫谷					86		
				小倉畑					190		
			久坂	久坂	212	373	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市東浦体育館		
				拳野	161						
			三重			下三重	98	499	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立松原小学校
						山田	87				
						秋和	45				
兵瀬	130										
尾ノ内	139										

(表18つづき)

小学校区	人口	大字・町名	字・丁目名	人口	小計(a)	避難先市町名	拠点避難所	避難所	
									本郷
青戸区	219								
1の1区	80								
1の2区	45	88	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立敦賀南小学校				
2区	43								
13区	370	370	敦賀市	敦賀市総合運動公園	金山体育館				
3区	75	254	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立黒河小学校				
仲の町	98								
5区	81								
6区	113	274	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立常宮小学校				
8区	53								
9区	41								
10の1区	41								
10の2区	26								
11区	33	620	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市武道館				
12の1区	76								
12の2区	39								
14区	84								
7区	68								
15区	320	712	敦賀市	敦賀市総合運動公園	プラザ萬象				
尾内	162								
長井	長井、東浜					190			
山田						49			
芝崎						39			
野尻	野尻・楊梅苑	272	660	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立気比中学校			
父子		182							
岡田		302							
小堀		109							
犬見		67							
成和		262	262	敦賀市	敦賀市総合運動公園	敦賀市立敦賀南小学校			
	8,233			8,233	8,233				

※「拠点避難所」は以下の機能を有する。

- ・避難車両の一時保管
- ・住民を避難施設へ移送するバス乗り換え場所
- ・避難住民の休憩・救護

(2) 県外避難の場合

県により、県外避難の実施が決定された場合、「福井県広域避難計画要綱」に基づく避難計画で定める県外避難先(表19)への避難を開始する。

また、避難行動の手順は県内避難に準ずるものとし、UPZ内全ての避難者は、スクリーニングポイント(避難退域時検査所)で、検査を確実に実施し、駐車場を確保できないことから、「車両一時保管場所」に車を置いて避難を行うこととする。

表19 各地区の避難先となる避難施設(県外避難の場合・町全域)

小学校区	人口	大字・町名	字・丁目名	人口	小計(a)	避難先市町名	車両一時保管場所(候補地)	避難所
			河村	132	132	川西市	久代小学校	
			日角浜	39	159	川西市	桜が丘小学校	
			畑村	64				
			脇今安	56	253	川西市	川西小学校	
			宮留	133				
			南浦	120				
佐分利	1,460		川上	197	197	川西市	緑台小学校	
			三森	28	157	川西市	川西北小学校	
			久保	129				
			安川	75	206	川西市	明峰小学校	
			福谷	131				
			石山	134	389	川西市	川西明峰高等学校	
			佐畑	21				
			小車田	56				
			鹿野	178	168	川西市	多田東小学校	
			笹谷	105				
			神崎	63	163	川西市	多田小学校	
			岡安	163				
			広岡	35	180	川西市	けやき坂小学校	
万願寺	145							
名田庄	2,382		納田終	117	117	伊丹市	天王寺川中学校	
			坂本	奥坂本	38	196	伊丹市	鴻池小学校
				口坂本	158			
			井上	195	195	伊丹市	荻野小学校	
			西谷	中	45	198	伊丹市	天神川小学校
				下	153			
			下	286	286	伊丹市	荒牧中学校	
			小倉	139	139	伊丹市	瑞穂小学校	
			美川	堂本	92	189	伊丹市	有岡小学校
				榎谷	11			
			下久田	虫鹿野・木谷・虫谷	86	190	伊丹市	神津小学校
				小倉畑	190			
			久坂	久坂	212	212	伊丹市	桜台小学校
				挙野	161	161	伊丹市	伊丹小学校
			三重	下三重	98	185	伊丹市	稲野小学校
山田	87							
秋和	45	175		伊丹市	北中学校			
兵瀬	130							
尾ノ内	139	139	伊丹市	緑丘小学校				
							東中学校	

おおい町 原子力災害 住民避難計画

(表19 のつづき)

小学校区	人口	大字・町名	字・丁目名	人口	小計 (a)	避難先 市町名	車両一時保管場所 (候補地)	避難所
青戸	219	219	伊丹市	笹原中学校				
1の1区	80	168	伊丹市	鈴原小学校				
1の2区	45							
2区	43	370	伊丹市	市立伊丹高校				
13区	370							
3区	75							
仲の町	98	173	伊丹市	南小学校				
5区	81	194	伊丹市	南中学校				
6区	113							
8区	53	194	伊丹市	昆陽里小学校				
9区	41							
10の1区	41							
10の2区	26							
11区	33	199	伊丹市	松崎中学校				
12の1区	76							
12の2区	39	68	伊丹市	摂陽小学校				
14区	84							
7区	68	320	伊丹市	西中学校				
15区	320							
尾内	162	162	川西市	牧の台小学校				
長井	長井、東浜	190	190	川西市	陽明小学校			
山田		49	360	川西市	川西緑台高等学校			
芝崎		39						
野尻	野尻・楊梅苑	272	182	川西市	東谷小学校			
父子		182						
岡田		302	302	川西市	川西北稜高等学校			
小堀		109	176	川西市	北稜小学校			
犬見		67						
成和		262	262	川西市	清和台小学校 清和台南小学校			
	8,233			8,233	8,233			

表 2 0 避難時に想定されるバス台数

小学校区	人口 (人)	大字・町名	バスの必要台数 (台)		
			バス避難 25%想定	バス避難 50%想定	バス避難 100%想定
大 島	726	大島 (西村、河村、日角浜、畑村、脇今安、宮留、南浦)	5	10	19
本 郷	3,665	本郷、尾内、長井、山田、芝崎、野尻、父子、岡田、小堀、犬見、成和	23	46	92
佐分利	1,460	川上、三森、久保、安川、福谷、石山、佐畑、小車田、鹿野、笹谷、岡安、神崎、広岡、万願寺	10	19	37
名田庄	2,382	納田終、坂本、井上、西谷、中、下、小倉、美川、下久田、久坂、三重	15	30	60
計	8,233	—	53	105	208

※バス 1 台あたり 40 人乗車を想定

表 2 1 主な避難ルート

避難区分	避難元地区	避難先市町	主な避難ルート
県内避難	大島地区 (PAZ)	敦賀市	① 県道赤礁崎公園線→国道 27 号線→敦賀市 ② 県道赤礁崎公園線→国道 27 号線→小浜西 IC→舞鶴若狭自動車道→若狭美浜 IC 下車→敦賀市
	大島地区 (UPZ)		① 県道赤礁崎公園線→国道 27 号線→敦賀市 ② 県道赤礁崎公園線→国道 27 号線→小浜西 IC→舞鶴若狭自動車道→若狭美浜 IC 下車→敦賀市
	本郷地区 (UPZ)		① 国道 27 号線→(若狭西街道)→敦賀市 ② 国道 27 号線→小浜西 IC→舞鶴若狭自動車道→若狭美浜 IC 下車→敦賀市
	佐分利地区 (UPZ)		① 県道小浜綾部線→(若狭西街道)→国道 27 号線→敦賀市 ② 県道小浜綾部線→大飯高浜 IC→舞鶴若狭自動車道→若狭美浜 IC 下車→敦賀市
	名田庄地区 (UPZ)		① 国道 162 号線→(若狭西街道)→国道 27 号線→敦賀市 ② 国道 162 号線→国道 27 号線→小浜 IC→舞鶴若狭自動車道→若狭美浜 IC 下車→敦賀市
	代替ルート		① 国道 27 号→国道 303 号→国道 161 号→国道 8 号→敦賀市 ※広域農道 (若狭西街道、若狭梅街道) も状況に応じ活用
県外避難	大島地区 (PAZ)	川西市	① 県道赤礁崎公園線→県道小浜綾部線→大飯高浜 IC→舞鶴若狭自動車道→吉川 JCT→中国自動車道→宝塚 IC 下車→国道 176 号線→川西市 ② 県道赤礁崎公園線→県道小浜綾部線→国道 27 号→国道 173 号→国道 176 号線→川西市
	大島地区 (UPZ)		① 県道赤礁崎公園線→県道小浜綾部線→大飯高浜 IC→舞鶴若狭自動車道→吉川 JCT→中国自動車道→宝塚 IC 下車→国道 176 号線→川西市
	佐分利地区 (UPZ)		① 県道小浜綾部線→大飯高浜 IC→舞鶴若狭自動車道→吉川 JCT→中国自動車道→宝塚 IC 下車→国道 176 号線→川西市
	本郷地区 (UPZ)		① 県道小浜綾部線→大飯高浜 IC→舞鶴若狭自動車道→吉川 JCT→中国自動車道→宝塚 IC 下車→国道 176 号線→川西市
	名田庄地区 (UPZ)	伊丹市	① 県道小浜綾部線→大飯高浜 IC→舞鶴若狭自動車道→吉川 JCT→中国自動車道→宝塚 IC 下車→国道 176 号線→伊丹市
	伊丹市	① 国道 162 号線→府道 12 号線→国道 27 号線→府道 446 号線→国道 9 号線→国道 173 号線→国道 176 号線→国道 171 号線→伊丹市	

避難区分	避難元地区	避難先市町	主な避難ルート
	代替ルート	川西市 伊丹市	①国道 27 号→国道 303 号→国道 161 号→名神高速道路→中国自動車道→川西・伊丹市 ※若狭西街道も状況に応じ活用

※料金を徴収しない車両を定める告示（国土交通省告示）第 5 号の規定に基づき、原子力災害時の住民避難の際に有料道路を通行する場合は、有料道路の管理者が、料金を徴収することが著しく不適當であると認めて、指定した時間内において料金を徴収しないと判断した場合は、通行料金が免除されます。

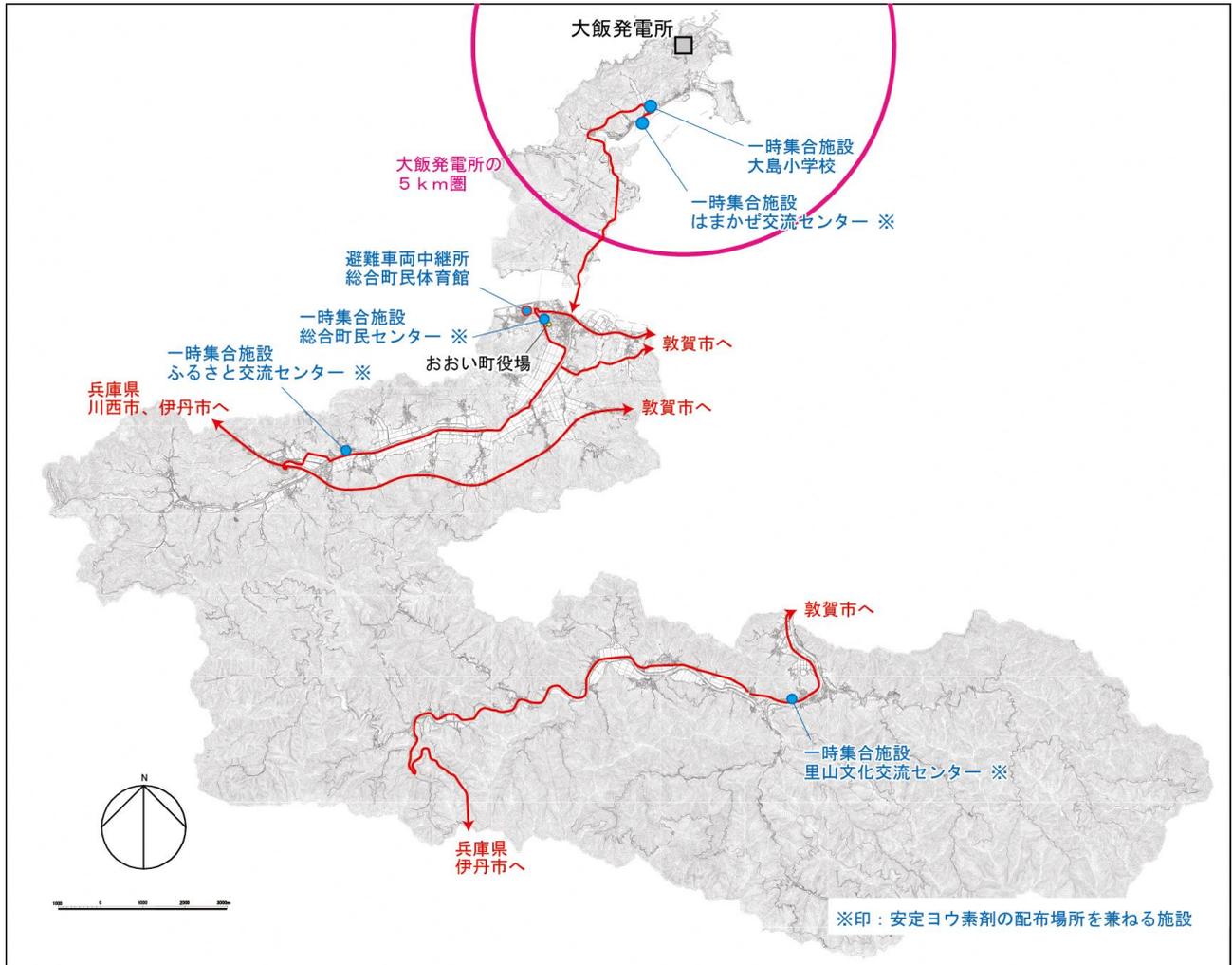


図 4 一時集合施設、避難車両中継所、主な避難路

2 避難行動要支援者の避難手段及び避難先

避難対象地域の避難行動要支援者の避難は、町の指示又は施設の避難計画に基づき、次のとおり行うものとする。

(1) 学校の児童・生徒、保育園の園児

(1-1) P A Z

ア 学校の児童、生徒等が在学時においては、警戒事態発生の時点で保護者あてに連絡（メール配信等）し保護者に引き渡しを行うものとする。なお、施設敷地緊急事態発生時の時点で保護者への引き渡しが出来ない児童等は職員とともに、県・町が確保した避難用のバス又は応急出動した自衛隊車両により指定された避難先へ避難を行い、避難先で保護者に引き渡しを行うものとする。

イ 避難先は、あらかじめ指定した避難先（表18、表19）とする。

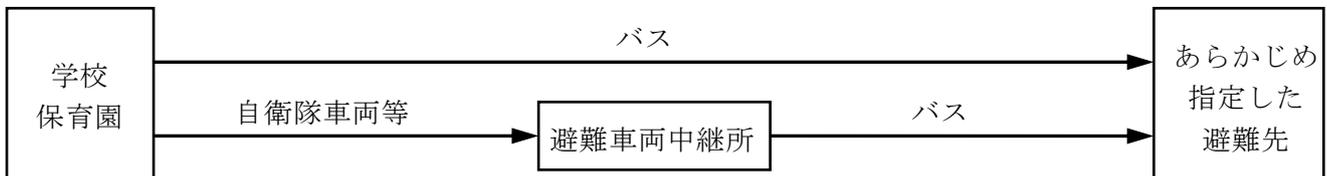


図5 学校の児童・生徒、保育園の園児の避難手段及び避難先

(1-2) U P Z

ア 学校の児童、生徒等が在学時においては、警戒事態発生の時点で保護者あてに連絡（メール配信等）し保護者に引き渡しを行い、全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。なお、引き渡しができなかった児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先で保護者に引き渡しを行うものとする。

イ 避難先は、あらかじめ指定した避難先（表18、表19）とする。

(2) 在宅の要介護高齢者・障害者等

(2-1) P A Z

ア 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域の協力により自家用車による避難を行うものとする。

イ 介助が必要な避難行動要支援者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両又は自衛隊・海上保安庁の応急出動したヘリコプターにより搬送するものとする。

ウ 避難先は、あらかじめ指定した県内の福祉避難所（表22）とする。

エ 避難を行うことにより健康リスクが高まる要配慮者は、支援者の車両または福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設（表24）へ移動するものとする。



図 6 在宅の要介護高齢者・障害者等の避難手段及び避難先

表 2 2 在宅の要介護高齢者・障害者等の避難先となる福祉避難所

対象発電所	避難対象地域		避難先	
	対象市町	小学校区	市町	福祉避難所
大飯発電所	おおい町	大島	敦賀市	敦賀市福祉総合センター 「あいあいプラザ」

(2-2) U P Z

- ア 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施する。
- イ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベット等が必要な在宅の避難行動要支援者は、県が関係機関と調整し避難先を確保する。

(3) 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者<UPZ> (PAZ内に該当施設なし)

- ア 病院の入院患者、社会福祉施設の入所者は、県・町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。
- イ 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両又は自衛隊・海上保安庁の応急出動したヘリコプターにより搬送するものとする。
- ウ 避難先は、あらかじめ指定した県内の医療機関、福祉避難所（表23）とする。
- エ 避難を行うことにより健康リスクが高まる要配慮者は、支援者の車両または福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設（表24）へ移動するものとする。

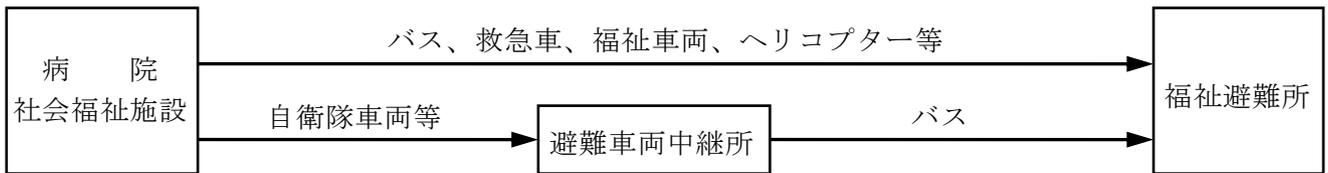


図7 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者の避難手段及び避難先

表23 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者の避難先となる医療機関・福祉避難所

対象発電所	避難対象地域		避難先	
	対象市町	対象施設	市町	医療機関・福祉避難所
大飯発電所 高浜発電所	おおい町	なごみ診療所	敦賀市	市立敦賀病院
		楊梅苑（従来型）		眞盛苑 萩の苑
		楊梅苑（ユニット型）		エメラルドハウス
		なごみ介護老人保健施設		ヒバリヒルズ
		なごみグループホーム		敦賀ケアセンターかくだ「あずさ」 敦賀ケアセンターかくだ「はるか」
		しいの実ハウス		障害者グループホーム桜ヶ丘

表24 放射線防護対策施設

区分	施設名
一時集合施設	大島小学校
	はまかぜ交流センター
	ふるさと交流センター
	総合町民福祉センター
社会福祉施設	保健・医療・福祉総合施設なごみ
	特別養護老人ホーム楊梅苑

第8 避難等に関する情報伝達

1 避難等の指示と対応手順

(1) PAZの対応

基本的には次の流れにより、国の指示に基づき、県、町が直ちに避難の指示を出す。

- ア 原子力事業者から、国、県、町等へ異常事態の発生報告
 - イ 国から県に対して避難の指示
 - ウ 県から町に対して避難の指示
 - エ 町災害対策本部は、住民等の避難を迅速、的確に実施
- ※イ、ウは、オフサイトセンターにおいて、一連の対応がなされるもの。

(2) UPZの対応

基本的には次の流れにより、国が示す判断基準に基づき、国、県及び原子力事業者が行う緊急時モニタリング結果等により、国が判断し、県、町が避難等の指示を出す。

- ア 原子力事業者から、国、県、町等へ異常事態の発生報告
 - イ 国、県等による緊急時モニタリング及び国による拡散予測の実施
 - ウ 国から県に対して避難等の指示
 - エ 県から町に対して避難等の指示
 - オ 町災害対策本部は、住民等の避難等を迅速、的確に実施
- ※イ、ウ、エは、オフサイトセンターにおいて、一連の対応がなされるもの。

2 避難行動における留意事項の周知

町は、県から「屋内退避」又は「避難」の指示を受けたときの留意事項について周知する。

[住民等の留意事項]

- ア 避難時の持ち物は、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、菓子類など。(自然災害時のものと同様)
- イ 避難時は、長袖上着やマスク、帽子を着用する。
- ウ 自宅の電気・ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- エ 自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示(白いタオル)をする。
- オ 特別の事情により、あらかじめ指定された避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡する。

3 避難等に関する情報伝達

避難等に関する住民等への情報伝達は、図8のとおり、複数の伝達手段により行う。

町は、県等からの要請を受け、有線放送、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール等を活用し、事故情報・避難の状況・応急対策活動の内容等について、対象地域住民への広報を行うものとする。

また、町及び県は、報道機関を通じ、事故情報・避難の状況・応急対策活動の内容等について、周知するものとする。

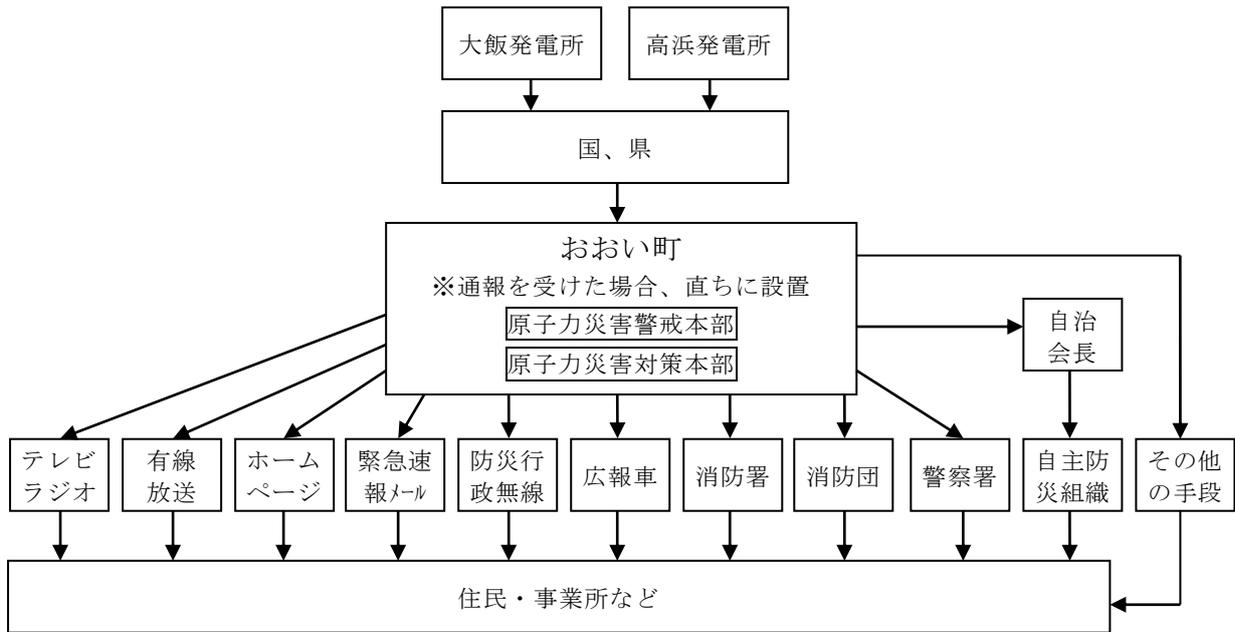


図8 避難等に関する住民等への情報伝達経路

4 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制整備に努める。
また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第9 緊急被ばく医療措置

1 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布

県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、二州・若狭・丹南・福井の各健康福祉センター及び町に安定ヨウ素剤の備蓄を行い、住民に対する迅速な配布体制を整備することとする。

2 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であって安定ヨウ素剤（乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤を含む。以下、同じ。）の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

（1）事前配布体制の整備

ア 町は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

イ 町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ 町は、県と連携し、説明会等において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

エ 町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

表 2 5 安定ヨウ素剤の事前配布の対象地区

事前配布の対象地区	大島地区
-----------	------

（2）緊急時における配布体制の整備

ア 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

安定ヨウ素剤の配布は、保健班が中心となり、備蓄場所に安定ヨウ素剤を取りに行き、配布場所は、避難の状況に応じて決定し、服用の指示を行う。

ウ 共通事項

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

表 2 6 安定ヨウ素剤の配布場所及び備蓄場所

配布場所	配布対象	対象者数				必要数量		備蓄場所	備蓄数量		
		0~2歳	3~12歳	13歳~∞	合計	丸剤	ゼリー剤		丸剤	ゼリー剤	
						<丸>	<包>			<丸>	<包>
はまかぜ交流センター	大島地区	15	85	626	726	1,337	15	はまかぜ交流センター	2,000	40	20
総合町民センター	本郷地区	116	409	3,140	3,665	6,689	116	おおい町役場	7,000	120	20
ふるさと交流センター	佐分利地区	32	112	1,316	1,460	2,744	32	ふるさと交流センター	3,000	40	20
里山文化交流センター	名田庄地区	54	174	2,154	2,382	4,482	54	名田庄総合事務所	5,000	100	20
計		217	780	7,236	8,233	15,252	217	—	17,000	300	80

表 2 7 安定ヨウ素剤の配布場所及び備蓄場所（PAZ内の学校及びこども園）

配布場所	配布対象	対象者数				必要数量		備蓄場所	備蓄数量		
		0~2歳	3~12歳	13歳~∞	合計	丸剤	ゼリー剤		丸剤	ゼリー剤	
						<丸>	<包>			<丸>	<包>
大島小学校	児童・教職員	0	55	14	69	83	0	大島小学校	100	0	0
大島認定こども園	園児・職員	16	37	19	72	75	16	大島認定こども園	100	15	0

(3) 安定ヨウ素剤の服用方法

ア 服用対象者

① 事前配布を行う地区（大島地区）

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で下記の者を除いて全員服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意志で服用をしない者

避難行動要支援者で早い時点からの避難準備が必要な者、服用不適者、乳幼児に同伴する保護者等は、一般住民より早い段階（施設敷地緊急事態）において、安定ヨウ素剤を服用せず避難を開始する。その際、事前配布された安定ヨウ素剤を携帯して避難することになる。

また、事前配布されたが紛失等により服用できなかった者や、事前配布されていない一時滞在者等には、安定ヨウ素剤を追加的に配布して服用させる必要がある。

② 事前配布を行わない地区（本郷地区、佐分利地区、名田庄地区）

安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含めて当該地域に所在する者全員が服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意志で服用をしない者

この場合、3歳未満の乳幼児は、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。なお、妊娠している者、授乳婦は、新生児への影響を考慮する必要はあるものの、原則的には上記の服用対象者に含まれていることに留意が必要である。

(4) 安定ヨウ素剤の服用回数、服用量

① 服用回数

安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回とし、連続服用をしなくてよいように、住民の避難等の防護措置を講ずることを前提としている。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が24時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24時間の間隔を空けて服用することとする。連続服用は、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみ服用するようにしなければならない。

なお、妊娠している者、新生児は原則として複数回の服用を避けなければならない。

② 服用量

安定ヨウ素剤の服用量については、表28に示すように年齢に応じた量とする。3歳未満の乳幼児及びそのほか丸剤の服用が困難者に対しては、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤より調製する液状の安定ヨウ素剤を服用させる。

安定ヨウ素剤を規定量以上に服用することは、防護効果を高めることにはつながらず、逆に副作用が発生する可能性を高めるため、定められた量以上には服用させてはならない。誤って、表に示した服用量以上に服用した場合、吐かせる等の処置までは必要ないが、体調に異変が見られないか確認し、医師や、あらかじめ定められた相談窓口にご相談することが適当である。

表28 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg) (ヨウ化カリウム量 に対する相当量)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3 *	
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5 *	
3歳以上 13歳未満	38	50	1丸
13歳以上	76	100	2丸

*：ゼリー剤又は薬剤師等が避難所等で調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

(5) 3歳未満の乳幼児、小児、妊娠している者（胎児）・授乳婦に対する服用方法

服用に当たっては、現行の丸剤タイプの安定ヨウ素剤は非常に硬く、定められた量に正確に分割することが難しいことから、3歳未満の乳幼児の服用には適さない。このため、3歳未満の乳幼児への服用が必要な場合には、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤より調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。なお、ゼリー剤を用いる場合には、新生児は16.3mgゼリー剤1包、生後1ヶ月以上3歳未満の者は32.5mgゼリー剤1包を服用する。

3歳以上13歳未満は安定ヨウ素剤の丸剤1丸、13歳以上については2丸を服用することとする。

これらの対応は、就学年齢を考慮すると、7歳以上13歳未満の対象者は、概ね小学生に、13歳以上の対象者は、中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学1～6年生までの児童に対しては安定ヨウ素剤の丸剤1丸、中学1年生以上に対しては安定ヨウ素剤の丸剤2丸を採用することが实际的である。ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、上記の3歳未満の乳幼児と同様に、ゼリー剤又は液状の安定ヨウ素剤を準備し、服用させる必要が

ある。なお、ゼリー剤を用いる場合には、丸剤服用が困難な3歳以上13歳未満の者にはヨウ化カリウム 50mg 相当分を服用し、丸剤服用が困難な13歳以上の者にはヨウ化カリウム 100mg 相当分を服用する。

また、妊娠している者、新生児、授乳婦が服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察等について慎重な対応が必要であるため、あらかじめ定められた相談窓口にご相談する等医師や薬剤師への相談の必要がある。

3 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染の実施

(1) 対象

避難指示を受けた住民およびその携行物品（車両、ラジオ・携帯電話・防寒具などの防災用品）を対象とする。

ただし、PAZ圏住民の避難時については、放射性物質の放出前の避難であり対象としない。

(2) 場所

UPZ圏（原子力発電所から概ね30km圏）の境界周辺に設置することを基本とする。

現在、国、県、周辺市町、施設管理者等と協議の上、地理的条件や避難ルート等を勘案し、表29に示す複数の候補場所を選定している。

表29 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染場所候補場所

スクリーニング・簡易除染場所候補地	所在地
敦賀市総合運動公園	敦賀市沓見 149-1
美浜町役場	美浜町郷市 25-25
若狭町役場上中庁舎	若狭町市場 20-18
きのこの森	おおい町鹿野 42-27
道の駅名田庄	おおい町名田庄納田終
舞鶴若狭自動車道三方五湖PA	若狭町生倉
舞鶴若狭自動車道綾部PA (あやべ球場)	京都府綾部市上杉町
美山長谷運動広場	京都府南丹市美山町長谷
道の駅若狭熊川宿	若狭町熊川 11号犁頭 1-1

(3) 実施方法

① 住民およびその携行物品のスクリーニング検査

住民およびその携行物品のスクリーニング検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行う。

その結果、国の原子力災害対策指針で定められているOIL4の設定値（β線：40,000cpm）を超える数値が検出された場合は、速やかに簡易除染を行う。

② 自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民のスクリーニング検査

自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民に対し、まず車両の検査を行い、当該車両にOIL4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。

③ 車両に汚染が認められた場合の対応

当該車両に汚染が認められた場合、乗員の代表者に対して汚染検査を行い、当該代表者にOIL4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。

④ 住民に汚染が認められた場合の対応

住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ簡易除染を実施する。

⑤ 通過証の発行

スクリーニングの結果、OIL4の設定値以下の場合は、住民に対し通過証を発行する。交付された住民は、通過証を常時携帯し、広域避難先において受付の際、提示するものとする。

表30 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染の方法

方 法	GMサーベイメータやゲート型モニター等で効率的にスクリーニング（避難退域時検査）を実施
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">車 両 の 検 査</div> <div style="text-align: center;">⇒ 汚染なし</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">[車両の除染]は不要 及び [乗員の代表者の検査]は不要</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">⇐ 汚染あり</div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">車 両 の 除 染 の 実 施 及 び 乗 員 の 代 表 者 を 検 査</div> <div style="text-align: center;">⇒ 汚染なし</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">[乗員代表者の除染]は不要 及び [他の乗員の検査]は不要</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">⇐ 汚染あり</div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">乗 員 代 表 者 の 除 染 の 実 施 及 び 他 の 乗 員 も 検 査</div> <div style="text-align: center;">⇒ 汚染なし</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">[他の乗員の除染は不要]</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">⇐ 汚染あり</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 20px;">他 の 乗 員 の 除 染 実 施</div>
その他	P A Zの放射性物質放出前の避難者はスクリーニング（避難退域時検査）不要

第10 地域における協力体制

町は、県から避難指示を受けた場合、住民の避難が少しでも円滑に実施できるように、普段から自治会、自主防災組織、消防団等に対し協力を求める。

第11 観光客等への対応

1 情報伝達

観光客等への情報伝達は、警戒事態において住民と同様に防災行政無線、携帯電話各社の緊急速報メール等を通じて行うとともに、観光事業者、集客施設管理者等と連携し、町域外退去を呼びかける。

観光事業者、集客施設管理者等は、各施設内における放送等を通じて、必要な対応を呼びかける。

2 避難手段

観光客等の避難手段については、原則として来訪手段と同様の手段で避難する。

自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始する。なお、路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動する。

P A Z内の観光客等は、施設敷地緊急事態の段階で徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施する。また、U P Z内の観光客等は、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は帰宅等を実施する。

3 安定ヨウ素剤の服用

観光客等に対して、住民と同様に、緊急時における安定ヨウ素剤の配布方法に従い、備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に配布し、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明を行った上で服用させる。

第12 町域内残留者の確認

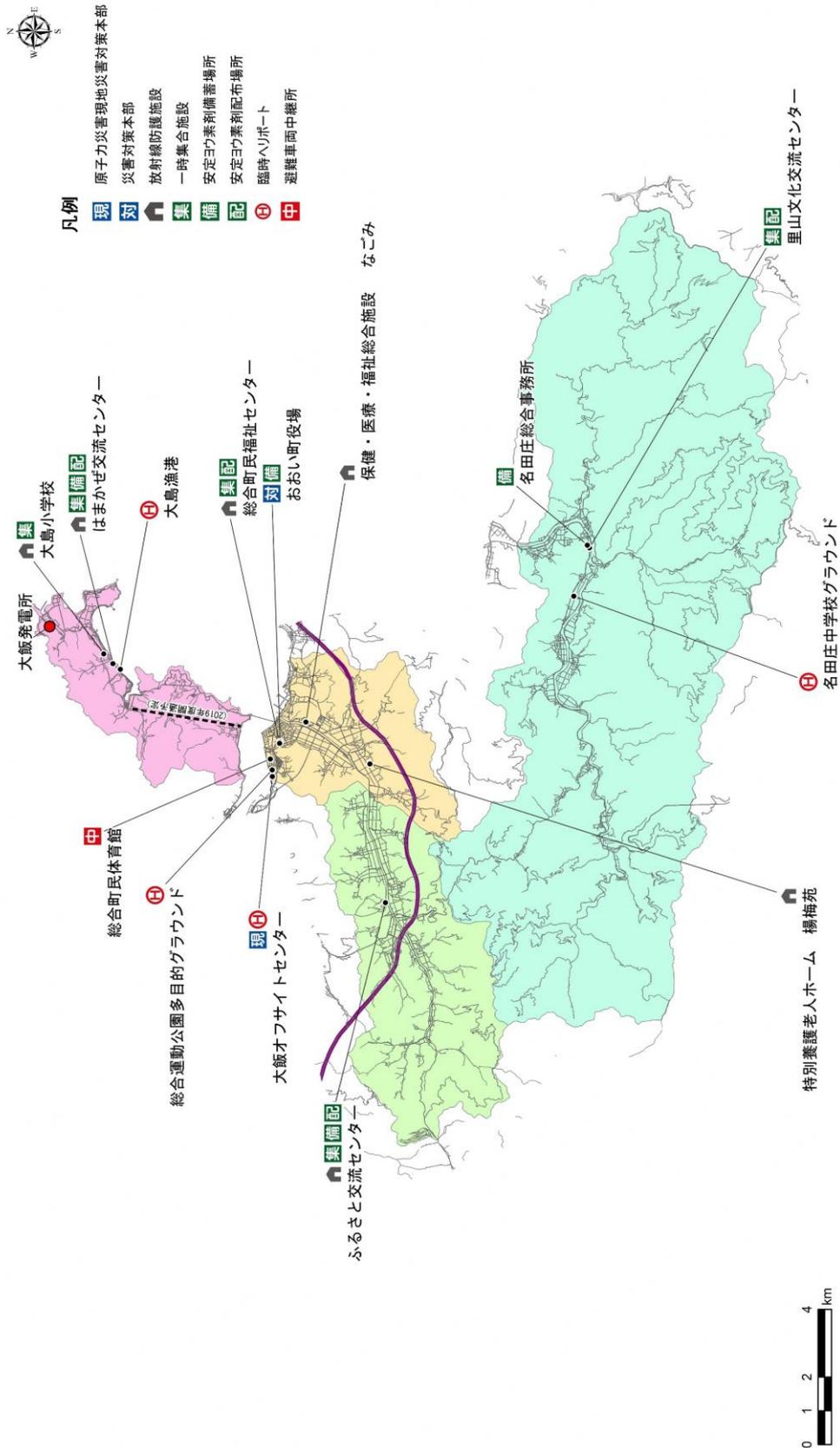
避難指示後の町域内残留者の確認については、町職員、消防署員、警察署員及び国、県の応援派遣員により調査班を編成し、戸別訪問により行う。

第13 町所有車両の活用

避難指示等の広報を行うため町所有車両を活用する。

資料編

資料1 町内の施設



資料2 おおい町の県内避難先

市町	地 域 (小学校区別)	人口	世帯数	避難先	
				市町	避難施設
おおい町	大島	726	285	敦賀市	1. 敦賀市立栗野中学校 (金山 78-1-1)
	本郷	3,665	1,480		2. 敦賀市立栗野小学校 (筋生野 47-11) 3. 敦賀市立黒河小学校 (御名 25-5) 4. 敦賀市武道館 (曙町 11-80) 5. 金山体育館 (金山 58-13-1) 6. 敦賀市立常宮小学校 (常宮 13-25) 7. 敦賀市立敦賀南小学校 (清水町 1-10-40) 8. プラザ萬象 (東洋町 1-1) 9. 敦賀市立気比中学校 (清水町 1-11-41)
	佐分利	1,460	546		10. 敦賀市立敦賀西小学校 (結城町 8-6) 11. 敦賀市立児童文化センター (櫛川 42-2-1) 12. 敦賀市立敦賀北小学校 (曙町 11-94)
	名田庄	2,382	905		13. 旧敦賀市立葉原小学校 (葉原 99-36) 14. 敦賀市民文化センター (桜町 7-1) 15. 敦賀市立東浦小中学校 (杉津 19-12-1) 16. 敦賀市立咸新小学校 (井川 17-20) 17. 敦賀市立赤崎小学校 (赤崎 39-8) 18. 敦賀市立中郷小学校 (津内 38-1-2) 19. 敦賀市東浦体育館 (阿曾 77-12) 20. 敦賀市立松原小学校 (松島町 27-22)
	合計	8,233	3,216		—



< 県内避難施設位置図 >

資料3 おおい町の県外避難先

市町	地 域 (小学校区別)	人口	世帯数	避難先	
				市町	避難施設
おおい町	大島	726	285	川西市	1. 加茂小学校 (川西市加茂 3-14-1) 2. 久代小学校 (川西市久代 3-27-9) 3. 桜が丘小学校 (川西市日高町 4-1) 4. 川西小学校 (川西市栄根 1-1-1)
	本郷	3,665	1,480	伊丹市	5. 笹原小学校 (伊丹市南野 6-5-33) 6. 笹原中学校 (伊丹市南野北 2-7-4) 7. 鈴原小学校 (伊丹市御願塚 6-3-1) 8. 市立伊丹高校 (伊丹市行基町 4-1) 9. 南小学校 (伊丹市御願塚 2-6-1) 10. 南中学校 (伊丹市南町 2-4-1) 11. 昆陽里小学校 (伊丹市山田 2-1-2) 12. 松崎中学校 (伊丹市山田 2-1-1) 13. 撰陽小学校 (伊丹市昆陽南 2-1-55) 14. 西中学校 (伊丹市昆陽東 4-2-5)
				川西市	15. 牧の台小学校 (川西市大和東 1-47-1) 16. 陽明小学校 (川西市向陽台 3-6-219) 17. 川西緑台高等学校 (川西市向陽台 1-8) 18. 東谷小学校 (川西市見野 2-30-1) 19. 川西北陵高等学校 (川西市緑が丘 2-14-1) 20. 北陵小学校 (川西市丸山台 1-3-2) 21. 清和台小学校 (川西市清和台東 2-2-2) 22. 清和台南小学校 (川西市清和台西 5-1-2)
	佐分利	1,460	546	川西市	23. 緑台小学校 (川西市向陽台 1-7-1) 24. 川西北小学校 (川西市丸の内町 7-1) 25. 明峰小学校 (川西市萩原台西 3-242) 26. 川西明峰高等学校 (川西市萩原台西 2-324) 27. 多田東小学校 (川西市東多田 3-21-1) 28. 多田小学校 (川西市多田院 1-4-1) 29. けやき坂小学校 (川西市けやき坂 3-1-2)
	名田庄	2,382	905	伊丹市	30. 天王寺川中学校 (伊丹市鴻池 3-4-28) 31. 鴻池小学校 (伊丹市鴻池 4-4-5) 32. 萩野小学校 (伊丹市萩野 2-11) 33. 天神川小学校 (伊丹市荒牧南 3-17-12) 34. 荒牧中学校 (伊丹市荒牧 5-2-18)、 35. 瑞穂小学校 (伊丹市瑞穂町 3-50-1) 36. 有岡小学校 (伊丹市伊丹 7-1-1) 37. 神津小学校 (伊丹市森本 1-8-1) 38. 桜台小学校 (伊丹市中野西 4-100) 39. 伊丹小学校 (伊丹市船原 1-1-1) 40. 稲野小学校 (伊丹市昆陽 1-175) 41. 北中学校 (伊丹市清水 4-3-1) 42. 緑丘小学校 (伊丹市高台 2-14) 43. 東中学校 (伊丹市高台 2-54)
					合計



< 県外避難施設位置図 >

資料4 広域避難の主要経路

■ P A Z内からの避難先への主な避難路



■UPZ内からの避難先への主な避難路



資料5 地区別自治会・自主防災組織等の連絡先

■区長連絡先

(平成31年4月1日現在)

小学校区	人口	大字・町名	字・丁目名		区長	電話番号
				人口		
大島	726	大島	西村	182		
			河村	132		
			日角浜	39		
			畑村	64		
			脇今安	56		
			宮留	133		
			南浦	120		
佐分利	1,460	川上		197		
		三森		28		
		久保		129		
		安川		75		
		福谷		131		
		石山		134		
		佐畑		21		
		小車田		56		
		鹿野		178		
		笹谷		105		
		岡安		163		
		神崎		63		
		広岡		35		
		万願寺		145		
名田庄	2,382	納田終		117		
		坂本	奥坂本	38		
			口坂本	158		
		井上		195		
		西谷		45		
		中		153		
		下		286		
		小倉		139		
		美川	堂本	92		
			槇谷	11		
		下久田	虫鹿野・木谷・虫谷	86		
			小倉畑	190		
		久坂	久坂	212		
			拳野	161		
		三重	下三重	98		
			山田	87		
			秋和	45		
			兵瀬	130		
				尾ノ内	139	

小学校区	人口	大字・町名	字・丁目名		区長	電話番号
				人口		
本郷	3,665	本郷	駅前	126		
			青戸	219		
			1の1区	80		
			1の2区	45		
			2区	43		
			13区	370		
			3区	75		
			仲の町	98		
			5区	81		
			6区	113		
			8区	53		
			9区	41		
			10の1区	41		
			10の2区	26		
			11区	33		
		12の1区	76			
		12の2区	39			
		14区	84			
		7区	68			
		15区	320			
		尾内	162			
長井	長井	136				
	東浜	54				
山田	49					
芝崎	39					
野尻	野尻・楊梅苑	272				
父子	182					
岡田	302					
小堀	109					
犬見	67					
成和	262					
—	8,233	—	—	8,233	—	—

■ 自主防災組織連絡先

(平成31年4月1日現在)

地区	組織名	役職	代表者氏名	電話番号	備考
大島地区	官留区自主防災会	会長			
	脇今安区自主防災組織	会長			区長兼任
	河村区自主防災会	会長			区長兼任
	畑村区防災会	会長			
本郷地区	5区自主防災会	会長			区長兼任
	12の2区自主防災会	会長			区長兼任
	14区自主防災会	会長			区長兼任
	青戸区自主防災会	会長			
	尾内区自主防災組織	代表			
	山田区自治会防災部会	部長			区長兼任
	芝崎区自治会自主防災部会	会長			区長兼任
	岡田区防災会	会長			区長兼任
	野尻区自主防災会	会長			区長兼任
	父子区防災会	会長			区長兼任
佐分利地区	川上区自主防災会	会長			区長兼任
	安川区自治会防災部会	部長			区長兼任
	石山区自主防災会	会長			区長兼任
	笹谷区自主防災会	会長			区長兼任
	岡安区自治会自主防災部会	会長			区長兼任
	万願寺区自主防災会	会長			区長兼任
名田庄地区	坂本区自主防災会	会長			区長兼任
	中区自主防災会	会長			区長兼任
	小倉区自主防災会	会長			区長兼任
	久坂区防災会	会長			区長兼任
	三重防災会	会長			
	下久田区自主防災組織	会長			区長兼任
	下区自主防災会	会長			区長兼任

6 町所有車両一覧

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

番号	所属	ナンバー	車名	車種区分	定員区分
1	001 総務課		スズキジムニー (防災対策車)	①	4 人
2	001 総務課		トヨタプリウス PHV	①	5 人
3	001 総務課		トヨタハイエース	②	10 人
4	001 総務課		ニッサンセレナ	②	8 人
5	001 総務課		トヨタカローラ	①	5 人
6	001 総務課		トヨタカローラフィールダー	①	5 人
7	001 総務課		トヨタヴォクシー (福祉車両)	②	7 人
8	001 総務課		トヨタヴォクシー (福祉車両)	②	7 人
9	001 総務課		トヨタアルファード (町長車)	②	7 人
10	001 総務課		スズキキャリー (軽トラ)	④	2 人
11	001 総務課		トヨタプリウス (交通指導車・総務課)	①	4 人
12	002 総合政策課		ニッサンリーフ (電気自動車)	①	5 人
13	002 総合政策課		スズキエブリイ	④	4 人
14	003 税務課		スズキエブリイ	④	4 人
15	004 住民福祉課		トヨタカルディナ	①	5 人
16	004 住民福祉課		マツダファミリアバン	②	5 人
17	005 保健医療課		ホンダライフ G	①	4 人
18	005 保健医療課		ニッサンマーチ	①	5 人
19	005 保健医療課		トヨタプリウス	①	5 人
20	005 保健医療課		ダイハツハイゼット	④	4 人
21	006 介護福祉課		スズキハスラー	①	4 人
22	006 介護福祉課		スズキハスラー	①	4 人
23	006 介護福祉課		スズキハスラー	①	4 人
24	006 介護福祉課		ホンダ N-BOX	①	4 人
25	006 介護福祉課		スズキワゴン R	①	4 人
26	007 地籍整備課		スズキエブリイ	④	4 人
27	007 地籍整備課		スズキエブリイ	④	4 人
28	008 農林水産振興課		スズキキャリー (軽トラ)	④	2 人
29	008 農林水産振興課		スズキエブリイ	④	4 人
30	009 商工観光振興課		ニッサンセレナ	②	7 人
31	009 商工観光振興課		トヨタピクシスバン	④	4 人
32	010 建設課		ホンダベゼル	②	5 人
33	010 建設課		スズキエブリイ	④	4 人
34	011 生活環境課		ダイハツハイゼット	④	4 人
35	011 生活環境課		ホンダアクティ	④	4 人
36	011 生活環境課		ダイハツハイゼットカーゴ	④	4 人
37	011 生活環境課		ダイハツハイゼットカーゴ	④	4 人
38	011 生活環境課		マツダボンゴバン	④	5 人
39	011 生活環境課		イズエルフ (2t)	⑤	その他
40	011 生活環境課		イズエルフ (3t)	⑤	その他
41	011 生活環境課		イズエルフ (4t)	⑤	その他
42	012 電子情報課		ホンダバモス	④	4 人
43	013 議会事務局		トヨタアルファード HV	②	7 人
44	014 学校教育課		トヨタクラウン	①	5 人
45	014 学校教育課		スズキエブリイ	④	4 人

おおい町 原子力災害 住民避難計画

番号	所属	ナンバー	車名	車種区分	定員区分
46	015 生涯学習課		トヨタハイエース	②	10人
47	015 生涯学習課		スズキキャリィ(軽トラ)	④	2人
48	015 生涯学習課		ダイハツミライース	①	4人
49	015 生涯学習課		ダイハツハイゼットカーゴクルーズ	④	4人
50	016 大飯図書館・郷土史料館		スズキエブリィ	④	4人
51	017 給食センター		スズキエブリィ	④	4人
52	017 給食センター		アトラス (1.5t)	⑤	その他
53	017 給食センター		アトラス (2t)	⑤	その他
54	018 佐分利公民館		ダイハツムーヴ	①	4人
55	019 大島公民館		ダイハツハイゼット(軽トラ)	④	2人
56	020 管理課		スズキワゴン R (交通指導車)	①	5人
57	020 管理課		スズキジムニー	①	4人
58	020 管理課		スズキパレット	①	4人
59	020 管理課		ホンダステップワゴン	②	8人
60	021 管理課		スズキキャリィ (軽トラ)	④	2人
61	021 保健福祉室		ダイハツハイゼット	④	4人
62	021 保健福祉室		スズキエブリィ	④	4人
63	021 保健福祉室		ニッサンマーチ (ヘルパー車)	①	5人
64	022 名田庄診療所		ダイハツテリオスキッド	①	4人
65	022 名田庄診療所		スズキジムニー	①	4人
66	023 名田庄保育園		ダイハツミラ	①	4人
67	024 名田庄公民館		ホンダ N-BOX	①	4人

注) 乗用車区分：①乗用車(軽含む)、②バン・ワゴン、③マイクロバス、④小型貨物、⑤普通貨物

資料7 緊急事態区分の各段階における広報・伝達内容

(1) 警戒事態（第1段階）

こちらは、おおい町です。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「大飯発電所」で事故が発生しました。
現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。
大島地区の皆さんは、念のため、お年寄りや体の不自由な方が優先的に避難できるよう準備してください。
また、不要不急の外出を控え、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道等に注意して下さい。

(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）

こちらは、おおい町です。
おおい町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「大飯発電所」で重大な事故が発生しました。
現在のところ、放射性物質は外部に漏れていませんが、念のため、大島地区のお年寄りや体の不自由な方は、家族や支援者の協力を得て、自家用車等で避難を開始してください。
避難所は、敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」です。
自家用車避難を行わない方は、大島小学校又ははまかぜ交流センターに一時集合施設を開設していますので、こちらに集合してください。
その他の健常者の方々は屋内に退避して、避難の準備をして下さい。さらに安定ヨウ素剤の服用も想定されますので準備をお願いします。
大島地区以外の住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道等に注意して下さい。

(3) 全面緊急事態（第3段階）

ア 放射性物質の放出が確認されていない場合

こちらは、おおい町です。
おおい町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「大飯発電所」で重大な事故が発生しました。
現在のところ、放射性物質は外部に漏れていませんが、大島地区の皆さんは、念のため自家用車などで避難を開始してください。
自家用車避難を行わない方は、大島小学校又ははまかぜ交流センターに一時集合施設を開設していますので、こちらに集まってください。
また、安定ヨウ素剤の服用も想定されますので準備をお願いします。
また、大島地区以外の住民の皆さんは、念のため屋内に退避し、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道等に注意して下さい。

イ 放射性物質の放出が確認された場合

こちらは、おおい町です。

おおい町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。

「大飯発電所」で重大な事故が発生し、放射性物質の外部への放出が確認されました。

大島地区に避難指示を発令しますので、大島地区の皆さんは、安定ヨウ素剤を服用して、自家用車等で敦賀市の栗野中学校（又は県外の指定施設）へ避難してください。

自家用車避難を行わない方は、大島小学校又ははまかぜ交流センターに一時集合施設を開設していますので、こちらに集まってください。

大島地区以外の住民の皆さんは、屋内に退避してください。

また、今後、放射性物質の拡散状況によっては避難が必要となる場合がありますので、あらかじめ避難の準備をしてください。

なお、状況に変化がありましたら、速やかにお知らせします。

住民の皆さんは、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道等に注意して下さい。

ウ UPZにおいてOIL1又はOIL2を超過し、避難指示が出された場合

こちらは、おおい町です。

おおい町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。

「大飯発電所」で重大な事故が発生し、放射性物質の外部への放出が確認されました。

モニタリング結果に基づき、本郷地区（佐分利地区、名田庄地区）に避難指示を発令します。

本郷地区（佐分利地区、名田庄地区）の皆さんは、総合町民センター（ふるさと交流センター、里山文化交流センター）で安定ヨウ素剤の配布を受け、自家用車等（又はバス等）で避難を開始してください。

避難に当たっては、必ず、避難経路上の救護所（上中庁舎ほか）にてスクリーニング（避難退域時検査）を受けた後、敦賀市（又は県外避難先）の指定避難所へ避難してください。

〇〇地区以外の住民の皆さんは、屋内に退避してください。

なお、今後、放射性物質の拡散状況によっては避難が必要となる場合がありますので、あらかじめ避難の準備をしてください。

なお、状況に変化がありましたら、速やかにお知らせします。

住民の皆さんは、今後のお知らせや、テレビ・ラジオの報道等に注意して下さい。

